第2期 基山町子ども・子育て支援事業計画 概要版

令和2年3月

____ 1 計画の策定にあたって ____

1 計画策定の趣旨

本町では、「基山町子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度末で終了することから、さらなる子育て支援の充実を図るため、「第2期基山町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、第1期計画に引き続き、子どもたちの健やかな育ちと保護者の子育てを、社会全体で支援する環境整備を目的として取り組みを推進します。

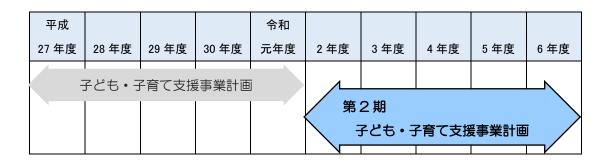
2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定し、また、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「市町村行動計画」の性格を備えた内容としています。更に、貧困の状況にある子どもに対する教育、生活、保護者の就労、経済的支援について、必要な施策を展開していくため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条に基づく「市町村計画」を内包しています。

なお、本町のまちづくりの基本となる「基山町総合計画」を上位計画として、基山町地域福祉計画と連携し、障害児福祉計画等の関連する計画との整合性を持たせ、本町の子ども・子育て支援に係る総合的な計画として策定しました。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

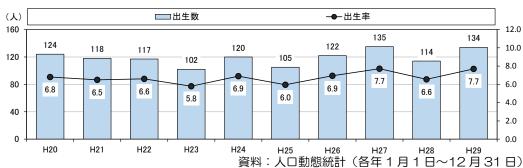


____2 基山町の現状 ____

1 出生数・出生率の推移

出生数は、平成 20 年から平成 23 年にかけて緩やかな減少傾向にありましたが、 平成 24 年以降は増減を繰り返しつつ微増傾向にあります。

出生率(人口千人当たり出生数)についても、出生数と同様に推移しており、平成29年では7.7となっています。



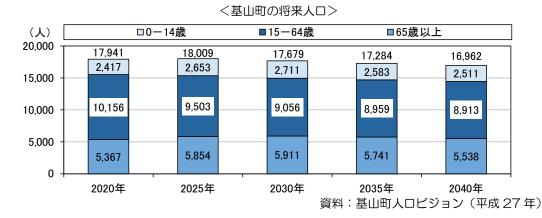
<出生数、出生率の推移>

2 将来の人口推計

将来の人口推計は、本計画の上位計画にあたる「第5次基山町総合計画(平成28年度~令和7年度)」の基礎資料となっている「基山町人口ビジョン(平成27年度 策定)」において推計されている結果(シミュレーション3)に則ります。

これは、合計特殊出生率が 2030 年に 1.77、2040 年までに 2.07 に上昇し、 社会増減は、人口移動が 2040 年までにゼロに収束、更に、住宅施策、空き家対策 等人口増施策を行うと仮定した推計となります。

なお、本計画では、この人口推計に基づき、ニーズ量を算出しています。



2

3 計画の概要

1 基本理念

みんなで、 支えて、 育てあう、 やさしさあふれるまち きやま

本町では、次代の社会を担う子どもが健やかに、かつ、安全に育成される社会の実現を目指し、子育てを支援する体制の整備を図っていきます。子どもを取り巻く家庭や社会環境の変化の中で、子どもとしっかり向き合いながら教育・保育の安定的な提供等を計画に位置づけ、子どもの健やかな成長を支援します。

2 基本方針

- 1. 子どもの権利の尊重
- 2. 社会全体による子育て支援
- 3. 次代の親づくり
- 4. すべての子どもと家庭への支援
- 5. 利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取り組み
- 6. サービスの質の確保
- 7. 地域における社会資源の効果的な活用

3 数値目標

	現状値(숙	介和元年)	目標値(令和6年)		
(単位:%)	就学前児童	小学生児童	就学前児童	小学生児童 保護者	
	保護者	保護者	保護者		
①子育てのしやすさの割合	83.2	76.1	85.0	80.0	
②子育てに関して不安感や負 担感を持つ保護者の割合	53.1	50.2	40.0	40.0	

論拠:基山町子ども・子育て支援に係るアンケート調査

①「子育てがしやすい」「どちらかといえば子育てがしやすい」と回答した人の割合

②子育てに関して、「非常に不安や負担を感じる」「なんとなく不安や負担を感じる」と回答した人の割合

4 計画の体系

基本目標 主要課題 施策の方向性 ①子育でに関する相談・情報提供の充実 ②乳児家庭の全戸訪問事業の実施 (1)地域における 1. 地域における子育ての支援 ③乳児期教育・保育から小学校教育への 子育て支援サービスの充実 円滑な接続の支援 ④ 放課後児童クラブ事業等の充実 ⑤子育で・若者世帯への経済的支援の実施 少子化が進行する中、子どもや ①保育サービスの充実 子育て家庭が安心して暮らす (2)保育サービスの充実 ②病後児保育事業の充実 ためには、地域における支え合 いが重要になります。子育て・ 保育サービスを充実し、各団体 ①子育て支援のネットワークづくり との関係強化に取り組みます。 ②子育て支援サービスの情報提供機能の充実 (3)子育て支援のネットワークづくり ③子育てに関する意識啓発 ④子育ての仲間づくりの支援 ①地域ぐるみの育成体制の確立 ②子どもの居場所づくり及び交流の場の整備 (4)児童の健全育成 ③社会福祉協議会・各種団体等の活動の支援 ①健康診査及び健康支援の充実 (1)子どもや母親の健康の確保 ②相談指導等の充実 ③産婦健康診査及び産後ケア事業の充実 2. 子どもや母親の健康の 確保及び増進 ①食に関する学習機会の充実 (2)「食育」の推進 子どもが健やかに生まれ成長 していくために、次世代を担 ①性や性感染症予防に関する学習機会の充実 ②喫煙や薬物等に関する学習機会の充実 (3) 思春期保健対策の充実 う子どもたちを地域社会の中 ③関係機関の連携 で育てるという観点に立ち、 今後もライフステージに応じ ①小児医療体制の充実 た母子保健事業の充実に取り (4) 小児医療の充実 ②医療費支援制度の充実 組みます。 ①子どもを産み育てることの意義に関する (1)次代の親の育成 学習機会の提供・広報啓発 ②中高生等の乳幼児ふれあい体験の充実 3. 子どもの心身の健やかな 成長のための教育環境の整備 ①教育相談の充実 ②確かな学力の向上 (2)学校の教育環境等の整備 ③健やかな身体の育成 家庭・学校・地域が、子どもの ④教育環境の充実 成長におけるそれぞれの役割・ 責任を自覚するとともに連携・ ①教育環境の整備 協力し、教育環境の整備、教育 (3)幼児教育の充実 ②関係機関との連携強化 内容の充実に取り組みます。 ①子育てに関する学習機会の充実 ②家庭における教育の充実 (4)家庭や地域の教育力の向上 ③地域での教育力の向上 ④家庭、地域と学校の連携の充実 ①文化芸術への親しみ ②図書館によるアカデミック空間創出 (5)歴史・文化・スポーツによる ③スポーツ推進のための環境づくり 教育環境等の充実 ④運動する機会の創出 ⑤文化遺産・伝統文化の保存と継承

基本日標 主要課題 施策の方向性 ①安全・安心に通行することができる歩道の整備 (1)安全な道路交通環境の整備 ②生活道路の交通環境の改善 4. 子育てを支援する 生活環境の整備 ①公共施設等のバリアフリー化、 ユニバーサルデザインの促進 (2)安心して外出できる環境の整備 ②子育て世帯にやさしいトイレ等の整備 妊婦や小さな子どもを連れた 家族は外出の際、不安や不便を ③子育てバリアフリーマップの作成 感じることが少なくありませ ん。地域の住民一人ひとりへの ①交通安全意識の啓発 (3)子どもの交通安全を確保する 意識を高め、安全の確保に取り ②安全の確保 ための活動の推進 組みます。 ①防犯環境の整備 (4)子どもを犯罪等の被害から ②防犯活動の推進・啓発 守るための活動の推進 ③子どもを対象とした防犯指導の実施 (5)子どもを取り巻く環境 ①有害環境対策の推進 対策の推進 ①仕事と生活の調和の意識啓発・情報提供 (1)仕事と生活の調和の実現の 5. 職業生活と家庭生活との ②特定事業主行動計画の推進 ための働き方の見直し 両立の推進 ③仕事と子育ての両立のための基盤整備 女性の社会進出、働き方の見直 しに対応し、職場と家庭とのバ ランスの取れたライフスタイ ルへの転換できる取り組みを ①虐待の発生予防 (1)児童虐待防止対策の充実 ②虐待の早期発見・早期対応 推進します。 (2)ひとり親家庭等の自立 ①自立支援の推進 支援の推進 ①障がいの原因となる疾病等の早期発見・情報提供 ②地域生活支援事業や相談・支援体制の充実 6. 要保護児童への対応など ③障害者基本計画・障害(児)福祉計画の推進 (3) 障がい児施策の充実 きめ細かな取り組みの推進 ④障がい児·者の自立支援や環境整備 ⑤放課後児童クラブの要配慮児童への支援 ⑥発達障がいに対する適切な教育 要保護児童やひとり親家庭、障 ①子育て世代包括支援センター事業の充実 がい児等の個別のサポートが (4)子育て相談のワンストップ化 ②関係機関との連携強化 必要な子どもとその家庭に対 して、きめ細かな支援に取り組 みます。 ①関係機関のネットワークの充実 (1)子ども・子育て家庭の視点に ②子育て支援のワンストップ窓口の設置 立った切れ目のない支援 ③子どもの育ち・成長の支援 ①質の高い教育が受けられるような環境の整備 ②「学校」をプラットフォームとした総合的な 7. 子どもの貧困対策の推進 (2)教育学びの支援 子ども 子育て施策の展開 ③小学校生活が円滑にスタートできる環境の整備 ④学習支援の充実 ①子育て力を高めるための支援 子どもたちが、生まれ育った家 ②放課後に安心して過ごせる居場所づくり 庭の経済・社会状況にかかわら (3)生活の支援 ③ひとり親等の生活支援や就業支援の充実 ず、自立する力を伸ばすことの 4保育所整備 できる取り組みを推進します。 ①各団体との支援ネットワークの強化 (4)支援ネットワークの強化

■ 4 子ども・子育て支援施策の展開

1 教育・保育提供区域

「教育・保育提供区域」は、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、基山町全域を 1 区域として設定します。

2 子ども・子育て支援給付・地域子ども・子育て支援事業

		 量の見込み				
事業名	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子ども・子育て支援給付	人	661	686	696	707	719
地域子育て支援拠点事 業	延べ 回数	899	1,011	1,124	1,236	1,348
延長保育事業	人	193	199	206	213	219
一時預かり事業 (幼稚園型)	人日	654	689	684	705	714
一時預かり事業 (幼稚園型を除く)	人日	519	537	554	572	590
病児•病後児保育事業	人	108	108	108	108	108
ファミリ・サポート・ センター事業	人日	20	21	22	23	23
放課後児童クラブ事業	人	220	230	241	249	260
子育て短期支援事業	人日	0	0	0	0	0
利用者支援事業 (基本型·特定型)	箇所	1	1	1	1	1
利用者支援事業 (母子保健型)	箇所	1	1	1	1	1
健康診査事業(妊婦)	人	145	153	164	170	178
乳児家庭全戸訪問事業	人	145	153	164	170	178
養育支援訪問事業	人	0	0	0	0	0

事業名	施策展開			
実費徴収に係る補足給	・国の要綱に基づいた給付に加え、教育・保育給付認定(2号			
付を行なう事業	認定)の多子世帯にも本町独自の補足給付を実施しています。			
多様な主体が本制度に	・国・県の動向や、町内での需要等を勘案しながら、必要に応			
参入することを促進する	・国・県の動向や、町内での需要等を働業しながら、必要して事業を展開することとします。			
ための事業	して争未で成用することとしよす。			

基山町では、見込み量に対して十分な事業提供を確保できる予定ですが、社会情勢の変化に応じて提供体制の確保や充実を図ります。また、町内で対応できない事業は、 近隣との連携を図り、ニーズに対応できる体制づくりに努めます。

■ 5 計画の推進体制 ■

1 計画の推進

町内関係機関と連携し、保育所・幼稚園等の子ども・子育て支援事業者、学校、地域住民など多くの方々の意見を参考に取り組みを広げていきます。

2 計画の推進管理

「基山町子ども・子育て会議」において、PDCA サイクル(計画・実行・評価・改善)に基づき、計画の推進に努めます。また、庁舎関係各課の長で構成する「基山町子ども・子育て支援事業計画推進委員会」を設置し、進捗状況の把握、点検及び評価を行うとともに、必要に応じて各種施策の見直しを図っていきます。

なお、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保方策」など大きな開きが見受けられる場合には、中間年度(令和4年度)を目安として、計画の見直しを検討します。 ただし、見直しを行った後の事業計画の期間は、当初の計画期間(令和6年度)までとします。

> 第2期基山町子ども・子育て支援事業計画 概要版

企画・編集 基山町こども課 〒841-0204 佐賀県三養基郡基山町大字宮浦 666 番地